

国民健康保険の加入や脱退は届出が必要ですよ



国民健康保険への加入・脱退や住所、氏名に変更があった場合は、異動があった日から14日以内に役場保健衛生課（鷹巣）、または指江庁舎総合管理課（指江）で届け出をしなければなりません。また、社会保険などに加入しても、国民健康保険は自動的に資格喪失にはなりませんので、国民健康保険証と勤務先の保険証、印鑑を持参のうえ手続きをしましょう。

○脱退の届け出が遅れると：国民健康保険の資格がなくなったあと、国民健康保険の保険証を使って病院にかかる、国民健康保険で負担した分の医療費を返納していただくこととなります。

○加入の届け出が遅れると：保険税をさかのぼって納めることとなります（遡及賦課）。また、保険証がないので届け出の日までに病院にかかった医療費は、全額自己負担になります。

◎問い合わせ先
役場保健衛生課
国民健康保険係
☎（86） 1111
内線 1164



	こんなとき	届け出に必要なもの
国民健康保険に加入するとき	ほかの市町村から長島町に転入してきたとき	ほかの市町村からの転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	保険証、母子手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
国民健康保険をやめるとき	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
	ほかの市町村へ長島町から転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	保険証、職場の健康保険の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、職場の健康保険の保険証、印鑑
	国保被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
会社を定年退職したとき	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象となったとき （※退職者医療制度とは、会社などを退職して、年金（厚生年金など）を受けられる65歳未満の人とその被扶養者（65歳未満の国保被保険者）のための医療制度です。）	保険証、年金証書、印鑑 （※退職者医療制度の対象となったら、必ず届け出をお願いします。）
	長島町内で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証、印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印鑑
	保険証をなくしたとき	身分証明書（運転免許証など）

▼「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは？
「ジェネリック医薬品」は、価格の安い薬です。医療機関で処方される医薬品には、同じ効果・成分でも、高い薬の「新薬（先発医薬品）」と安い薬「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」があり、ジェネリック医薬品は新薬より約2〜7割も安価です。

▼「ジェネリック医薬品希望カード」をご活用ください！
「ジェネリック医薬品」と新薬、どちらを使用するかは、患者さん自身が選択することができます。「ジェネリック医薬品」を選ぶことは、薬代を低く抑え、自己負担額の節約にもつながります。また、伸び続ける医療費の削減も期待でき、厚生労働省では「ジェネリック医薬品希望カード」による使用促進対策に取り組んでいます。

▼「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しています。
平成23年度の、国民健康保険証の交付に併せて「ジェネリック医薬品希望カード」も配布しています。（前期高齢者は前回配布済み）また、新たに国民健康保険へ加入される人には被保険者証交付と同時にお渡しします。

▼「ジェネリック医薬品」に切り替えたいときは？
医療機関を受診する際、医師や薬剤師に相談してみよう。言いにくい場合は、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示してみよう。

※使用している薬や症状によって、先発医薬品しか発売されていない場合や、調剤する薬局でジェネリック薬品を取り扱っていない場合があります。